

「中間とりまとめ」と「中間答申(案)」の比較表

中間とりまとめ (※第5回委員会版)	中間答申(案)
はじめに (略) この度、小委員会を中心に審議を重ね、今後のインフラのマネジメントのあり方についての一定の結論に達したので、中間的<u>なとりまとめを行うもの</u>である。 この中間<u>とりまとめ</u>は、インフラマネジメントに関する様々な課題に対して、これまでのように個々の現場において着実に対応していくことは当然のこととして、今後目指すべきインフラマネジメントに関する基本的な<u>考え方</u>及び国土交通省等が取り組むべき施策の整理を行ったものであり、主に次の3章から構成している。まず、「第1章 現状と課題」には、これまでのインフラメンテナンスの取組や実態調査を踏まえた地方公共団体における現状と課題の整理を行った。次に「第2章 インフラマネジメントへの転換に関する基本的な<u>考え方</u>」においては、人工公物から自然公物まで幅広い分野に及んでいるインフラについて、今後目指すべきインフラマネジメントの方向性について整理した。最後に「第3章 インフラマネジメントへの転換に向けて重点的に講ずべき施策」においては、第2章に示した取組の実現に向け、国土交通省等が重点的に講ずべき具体的な施策を提言するものである。 <u>国土交通省等の関係者においては、本中間とりまとめを踏まえた、インフラマネジメント政策のより一層の充実を強く求める。</u> 1. 現状と課題 1. インフラを取り巻く社会経済情勢 (略) 2. これまでの取組と地方公共団体における現状・課題 (略) 本章においては、これまでの取組及びアンケート結果について、今後のインフラのマネジメントへの転換に必要な観点から、以下の5つの項目に分け、取組状況及び課題を取りまとめた。	はじめに (略) この度、小委員会を中心に審議を重ね、今後のインフラのマネジメントのあり方についての一定の結論に達したので、中間的<u>に答申するもの</u>である。 この中間<u>答申</u>は、インフラマネジメントに関する様々な課題に対して、これまでのように個々の現場において着実に対応していくことは当然のこととして、今後目指すべきインフラマネジメントに関する基本的な<u>方向性</u>及び国土交通省等が取り組むべき施策の整理を行ったものであり、主に次の3章から構成している。まず、「第1章 現状と課題」には、これまでのインフラメンテナンスの取組や実態調査を踏まえた地方公共団体における現状と課題の整理を行った。次に「第2章 インフラマネジメントへの<u>戦略的</u>転換に関する基本的な<u>方向性</u>」においては、人工公物から自然公物まで幅広い分野に及んでいるインフラについて、今後目指すべきインフラマネジメントの方向性について整理した。最後に「第3章 インフラマネジメントへの<u>戦略的</u>転換に向けて重点的に講ずべき施策」においては、第2章に示した取組の実現に向け、国土交通省等が重点的に講ずべき具体的な施策を提言するものである。 (※「おわりに」へ移動) 1. 現状と課題 1. インフラを取り巻く社会経済情勢 (略) 2. これまでの取組と地方公共団体における現状・課題 (略) 本章においては、これまでの取組及びアンケート結果について、今後のインフラのマネジメントへの<u>戦略的</u>転換に必要な観点から、以下の5つの項目に分け、取組状況及び課題を取りまとめた。

中間とりまとめ (※第5回委員会版)	中間答申(案)
(1)2つの「メリハリ」が不可欠 (略) (2)管理者・市民双方への「見える化」 (略) (3)改革推進のための「モーメンタム」 (略) (4)現場(リアルワールド)に「もっと光を」 (略) (5)統合的「マネジメント」の構築 (略) ○これまでの取組 (略) ・<u>道路分野においては、交換を前提とする部材は交換が可能な構造とするなど、供用期間中に適切な維持管理ができるよう設計を行うことを「橋、高架の道路等の技術基準(道路橋示方書)」に規定し、長寿命化を合理的に実現するための取組を実施している。また、令和7(2025)年道路法改正により、道路管理者間の協議により道路の修繕等を他の地方公共団体が代行できる制度(連携協力道路制度)を創設した。</u> ・<u>下水道分野においては、令和8(2026)年下水道法改正において、公共下水道を都道府県(都道府県加入の一部事務組合等を含む)が管理できる特例や、管理者間の協議により点検・修繕・改築を他の地方公共団体が代行できる制度(連携協力下水道制度)を創設した。</u> (略)	(1)2つの「メリハリ」が不可欠 (略) (2)管理者・市民双方への「見える化」 (略) (3)改革推進のための「モーメンタム」 (略) (4)現場(リアルワールド)に「もっと光を」 (略) (5)統合的「マネジメント」の構築 (略) ○これまでの取組 (略) ・<u>分野毎の広域連携の取組として、令和7(2025)年道路法改正により、道路管理者間の協議により道路の修繕等を他の地方公共団体が代行できる制度(連携協力道路制度)を創設した。また、下水道分野においては、令和8(2026)年下水道法改正において、公共下水道を都道府県(都道府県加入の一部事務組合等を含む)が管理できる特例や、管理者間の協議により点検・修繕・改築を他の地方公共団体が代行できる制度(連携協力下水道制度)を創設した。</u> ・<u>メンテナビリティや、リダンダンシー確保に関する取組として、</u>道路分野においては、交換を前提とする部材は交換が可能な構造とするなど、供用期間中に適切な維持管理ができるよう設計を行うことを「橋、高架の道路等の技術基準(道路橋示方書)」に規定し、長寿命化を合理的に実現するための取組を実施している。 (略)

中間とりまとめ (※第5回委員会版)	中間答申(案)
第2章 インフラマネジメントへの転換に関する基本的な考え方 埼玉県八潮市において発生した下水道管路破損に起因する道路陥没事故を契機に、インフラの老朽化が利用者の安全への脅威となるのみならず、ネットワークの寸断等を通じて、広範囲にわたる人々の日常生活や経済活動に深刻な影響を及ぼすことが改めて強く認識された。これは、自然災害による脅威と全く同様の性格を持つものである。 それぞれのインフラの管理者にとって、インフラの老朽化に対する甘い認識や安易な対応は許されるものではなく、作業の安全確保意識の徹底はもちろんのこと、財政面や組織体制面の不安も含め、社会インフラの信頼性に対する国民の懸念を払拭し、<u>老朽化対策に万全を期す必要がある。</u> 1. <u>インフラメンテナンスからインフラマネジメントへの転換</u> (略) このような状況においては、点検・対策等に「メリハリ」を付け、その基礎となるインフラ状況等の「見える化」とそれを通じた「モーメンタム」の醸成を図り、担い手に「もっと光を」当てる取組を進める必要がある。その上で、様々なインフラ分野や主体間の連携・協働(機能的)、地上や地下等に分散して存在する種々のインフラを一体的に捉えること(空間的)、計画・設計・整備・維持管理・更新等のライフサイクルを一連として考えること(時間的)を踏まえ、それらを統合的にマネジメントすることにより、全体として最適化することを「インフラマネジメント」とあらためて定義し、戦略的に転換していかねばならない。 また、インフラマネジメントの出発点は、インフラや地域の現状等を的確に「観察」し、その特性や課題を深く「理解」することにある。こうした観察と理解に基づき、将来を見据えた意思決定と対応を進めていくことが求められる。	第2章 インフラマネジメントへの<u>戦略的</u>転換に関する基本的な考え方 埼玉県八潮市において発生した下水道管路破損に起因する道路陥没事故を契機に、インフラの老朽化が利用者の安全への脅威となるのみならず、ネットワークの寸断等を通じて、広範囲にわたる人々の日常生活や経済活動に深刻な影響を及ぼすことが<u>あらためて</u>強く認識された。これは、自然災害による脅威と全く同様の性格を持つものである。 それぞれのインフラの管理者にとって、インフラの老朽化に対する甘い認識や安易な対応は許されるものではなく、作業の安全確保意識の徹底はもちろんのこと、財政面や組織体制面の不安も含め、社会インフラの信頼性に対する国民の懸念を払拭し、<u>安全・安心で持続可能な社会の実現に向け、インフラメンテナンスからインフラマネジメントへ戦略的に転換する必要がある。</u> 1. <u>転換の必要性和考え方</u> (略) このような状況においては、点検・対策等に「メリハリ」を付け、その基礎となるインフラ状況等の「見える化」とそれを通じた<u>変革への</u>「モーメンタム」の醸成を図り、担い手に「もっと光を」当てる取組を進める必要がある。その上で、様々なインフラ分野や主体間の連携・協働(機能的)、地上や地下等に分散して存在する種々のインフラを一体的に捉えること(空間的)、計画・設計・整備・維持管理・更新等のライフサイクルを一連として考えること(時間的)を踏まえ、それらを統合的にマネジメントすることにより、全体として最適化することを「インフラマネジメント」とあらためて定義し、<u>着実な取組を積み重ねながら</u>戦略的に転換していかねばならない。 また、インフラマネジメントの出発点は、インフラや地域の現状等を的確に<u>把握</u>し、その特性や課題を<u>評価し、診断</u>することにある。<u>これら</u>に基づき、<u>人員や予算の制約がある中で地域に必要なサービスを持続的に提供する経営の観点も踏まえ、管理者が責任を持って</u>将来を見据えた意思決定と対応を進めていくことが求められる。

中間とりまとめ (※第5回委員会版)	中間答申(案)
具体的には、2. に示す<u>考え方</u>に従って進めていくべきである。 2. <u>インフラマネジメントへの転換に向けた具体的な考え方</u> 以下、インフラマネジメントへの転換に向けた5つの<u>具体的な考え方</u>を示す。 (1)「メリハリ」の推進 「メリハリ」には、重点化する「メリハリ」と軽量化する「メリハリ」があり、2つの取組を加速化させ、「考える」マネジメントを進める必要がある。 これまでの点検データの蓄積から、技術的な知見に基づいて、事故のリスクや社会的影響の観点も踏まえた点検・調査方法等の充実・効率化を推進するべきである。また、地域の将来像を踏まえ、限られた人員や予算の中でインフラ全体の最適化を図るため、「重点化」と「軽量化」の「メリハリ」を付け、メンテナンスの優先度の設定や必要に応じた計画的な集約・再編を推進するべきである。一方で優先度が低いと判断された施設であっても当該施設の状況に応じた適切な対応も必要である。 (2)「見える化」の徹底 「見える化」には、管理者や担い手にとっての「見える化」と市民への「見える化」がある。管理者や担い手への「見える化」は、現在のインフラの機能・状態を把握し、その上で整備や修繕、更新等をどのように進めるかを適切に判断するための出発点である。また、<u>市民への「見える化」</u>は、<u>後述する「モーメンタム」の醸成</u>に必要不可欠である。このことから、「見える化」を強力に推進していくべきである。 インフラの<u>見えない部分</u>を見える化するとともに、作業を効率化するため、点検・診断・調査における新技術の導入やデジタル管理体制の早期確立等、管理者や担い手にとってのテクニカルな「見える化」を進めていく必要がある。 また、<u>国の積極的なリーダーシップのもと</u>、インフラの現況や対応状況等を可視化	具体的には、2. に示す<u>方策</u>に従って進めていくべきである。 2. <u>戦略的転換に向けた5つの方策</u> 以下、インフラマネジメントへの<u>戦略的</u>転換に向けた5つの<u>方策</u>を示す。 (1)「メリハリ」の推進 「メリハリ」には、重点化する「メリハリ」と軽量化する「メリハリ」があり、2つの取組を加速化させ、「考える」マネジメントを進める必要がある。 これまでの点検データの蓄積から、技術的な知見に基づいて、事故のリスクや社会的影響の観点も踏まえた点検・調査方法等の充実・効率化を推進するべきである。また、地域の将来像を踏まえ、限られた人員や予算の中で、<u>インフラの持つ多様な効果を考慮しつつ</u>、インフラ全体の最適化を図るため、「重点化」と「軽量化」の「メリハリ」を付け、メンテナンスの優先度の設定や必要に応じた計画的な集約・再編を推進するべきである。一方で優先度が低いと判断された施設であっても当該施設の状況に応じた適切な対応も必要である。 (2)「見える化」の徹底 「見える化」には、管理者や担い手にとっての「見える化」と市民への「見える化」がある。管理者や担い手への「見える化」は、現在のインフラの機能・状態を把握し、その上で整備や修繕、更新等をどのように進めるかを適切に判断するための出発点である。また、<u>利用者であり納税者でありそしてオーナーである市民への「見える化」</u>は、<u>インフラの「自分事化」</u>はもとより、<u>変革への「モーメンタム」の醸成</u>に必要不可欠である。このことから、「見える化」を強力に推進していくべきである。 インフラの<u>見えていなかった部分</u>を見える化するとともに、作業を効率化するため、点検・診断・調査における新技術の導入やデジタル管理体制の早期確立等、管理者や担い手にとってのテクニカルな「見える化」を進めていく必要がある。 <u>同時に</u>、<u>国の積極的なリーダーシップのもと</u>、インフラの現況や対応状況等を可視

中間とりまとめ (※第5回委員会版)	中間答申(案)
し、市民へ分かりやすく発信・公表することで、地方公共団体や市民の意識を醸成し、自発的な取組を促すべきである。 (3)インフラの「自分事化」と「モーメンタム」の醸成 インフラマネジメントには、本格的な改革と転換が必要である。そのためには、直面するインフラ危機を「専門家だけの課題」ではなく、「市民一人一人の生活に直結する自分事」として認識してもらうことが重要である。市民の関心が高まり、メディアが取り上げ、政治が動き、予算が確保され、人材が集まるというモーメンタムを生み出すために、首長等による力強いリーダーシップのもと、市民へのインフラ状況を「見える化」し、市民の理解醸成を進めるべきである。 また、市民のもつ価値観が多様化する中で、地域における適切なインフラマネジメントは市民の多様な幸せの実現につながるものであり、今後は住民とインフラ管理者の連携をさらに強化していくべきである。 (4)担い手に「もっと光を」当てたインフラマネジメント産業の構築 インフラマネジメントの業界や現場の担い手が安全に働きがいを持って活躍できる環境を整えとともに、急速に高まるインフラマネジメントの需要を地域に密着した持続的な産業へと発展させ、地域の生活と経済の基盤を支えるエッセンシャルサービスとして地域の活力と雇用創出につなげていくよう「業界力」の向上に努めるべきである。	化し、市民へ分かりやすく発信・公表することで、地方公共団体や市民の意識を醸成し、自発的な取組を促すべきである。 (3)インフラの「自分事化」と「モーメンタム」の醸成 インフラマネジメントには、本格的な改革と<u>戦略的な</u>転換が必要である。そのためには、直面するインフラ危機を「専門家だけの課題」ではなく、「市民一人一人の生活に直結する自分事」として認識してもらうことが重要である。市民の関心が高まり、メディアが取り上げ、政治が動き、予算が確保され、人材が集まるというモーメンタムを生み出すために、首長等による力強いリーダーシップのもと、市民へのインフラ状況を「見える化」し、市民の理解醸成を進めるべきである。 また、市民のもつ価値観が多様化する中で、地域における適切なインフラマネジメントは市民の多様な幸せの実現につながるものであり、今後は住民とインフラ管理者の連携をさらに強化していくべきである。 (4)担い手に「もっと光を」当てたインフラマネジメント産業の構築 <u>建設業等のインフラマネジメントの担い手を取り巻く環境として、担い手の高齢化や若手入職者の減少、技術者不足の深刻化等が課題となっている。特に、地域の建設業がインフラ管理の中核的な役割を担ってきたが、デジタル技術や新技術が急速に進展する中、十分に活用できていない状況である。このため、</u>インフラマネジメントの業界や現場の担い手が安全に働きがいを持って活躍できる環境を整えとともに、急速に高まるインフラマネジメントの需要を地域に密着した持続的な産業へと発展させ、地域の生活と経済の基盤を支えるエッセンシャルサービスとして地域の活力と雇用創出につなげていくよう「業界力」の向上に努めるべきである。

中間とりまとめ (※第5回委員会版)	中間答申(案)
(5)統合的「マネジメント」の構築 計画・調査・設計・整備・点検・診断・修繕・更新等のライフサイクルを一連で考え、適切な維持管理が容易に実施できるよう<u>設計段階</u>からのメンテナビリティ(維持管理の容易性)やリダンダンシー(冗長性)を確保するなど、統合的「マネジメント」を構築すべきである。 また、インフラマネジメントにおいては、施策・事業・計画等の分野にとらわれず、インフラの様々な事業分野間の連携も重要である。地方公共団体の技術系職員が不足する中で、地域のインフラを管理する地方公共団体の管理機能を将来にわたって持続的に確保するため、インフラのマネジメントを支える主体間の連携・協働体制の構築として、広域・多分野のインフラを「群」として捉え、効率的・効果的にマネジメントする群マネを一層推進すべきである。<u>また、地方公共団体や技術者間の連携に加えて、包括的民間委託の導入等、民間事業者が創意工夫やノウハウを活用し、効率的・効果的に継続的なインフラの管理・運営を行うことができる環境を醸成するべきである。</u>	(5)統合的「マネジメント」の構築 計画・調査・設計・整備・点検・診断・修繕・更新等のライフサイクルを一連で考え、適切な維持管理が容易に実施できるよう<u>計画段階</u>からのメンテナビリティ(維持管理の容易性)やリダンダンシー(冗長性)を確保するなど、統合的「マネジメント」を構築すべきである。 また、インフラマネジメントにおいては、施策・事業・計画等の分野にとらわれず、インフラの様々な事業分野間の連携も重要である。地方公共団体の技術系職員が不足する中で、地域のインフラを管理する地方公共団体の管理機能を将来にわたって持続的に確保するため、インフラのマネジメントを支える主体間の連携・協働体制の構築として、広域・多分野のインフラを「群」として捉え、効率的・効果的にマネジメントする群マネを一層推進すべきである。<u>群マネの推進にあたっては、データや予算等も横断的に捉えながら、自治体の束、事業者の束、技術者等の束を構築することが重要である。また、</u>包括的民間委託の導入等、民間事業者が創意工夫やノウハウを活用し、効率的・効果的に継続的なインフラの管理・運営を行うことができる環境を醸成するべきである。 <u>さらに、令和8年熊本地震において、主体間の連携・協働による効率的な災害対応が見られたことから、平時から災害時も見据えた連携・協働体制の構築を検討することを期待する。</u>

中間とりまとめ (※第5回委員会版)	中間答申(案)
第3章 インフラマネジメントへの転換に向けて重点的に講ずべき施策 インフラマネジメントへの<u>転換</u>に向けて関係者の適切な役割分担と連携の下に、現在直面している課題を克服するため、国土交通省等が重点的に講ずべき施策を以下に示す。 1.「メリハリ」を推進するための取組 (略) ・<u>構造物の性能評価については、依然として専門技術者の知見に依拠する部分が多いことから、定量的に評価できるよう検討する。</u> 2.「見える化」を徹底するための取組 インフラの見える部分が見えるようにする<u>ため</u>、点検、調査、診断において新技術を積極的に導入するなどテクニカルな「見える化」を進めるべきである。 また、インフラの置かれた現状を、利用者であり納税者でありそしてオーナーである市民に「見える化」し、現状の認識共有を図るべきである。 具体的には、以下の取組を行うべきである。 (略) ・効率的な維持管理にあたっては、ライフサイクルコストを考慮した評価が必要であり、イニシャルコストが高い場合でも、長寿命化に貢献する技術等は積極的に活用することを推進する。 ・新技術の導入・活用について助言を行う産学官のアドバイザー(専門人材)を<u>公募・認定した上で</u>、地方公共団体へ派遣し伴走支援を行う体制を構築する。 ・インフラメンテナンス国民会議とインフラメンテナンス市区町村長会議の<u>連携を強化</u>	第3章 インフラマネジメントへの<u>戦略的</u>転換に向けて重点的に講ずべき施策 インフラマネジメントへの<u>戦略的転換に向け、国土交通省や地方公共団体はもとより、民間事業者や国民等の関係者</u>の適切な役割分担と連携の下に、現在直面している課題を克服するため、国土交通省等が重点的に講ずべき施策を以下に示す。<u>特に、地方公共団体においては、これらの諸方策を踏まえ、地域の実情に応じたインフラマネジメントを着実に推進することが求められる。</u> 1.「メリハリ」を推進するための取組 (略) (※「5. (2) 計画段階からのメンテナビリティ、リダンダンシーの確保」へ移動) 2.「見える化」を徹底するための取組 <u>管理者や担い手にとっての「見える化」として、特に</u>インフラの見える部分が見えるようにする<u>ことが重要であり</u>、点検、調査、診断において新技術を積極的に導入するなどテクニカルな「見える化」を進めるべきである。 <u>同時に</u>、インフラの置かれた現状を、利用者であり納税者でありそしてオーナーである市民に「見える化」し、現状の認識共有を図るべきである。 具体的には、以下の取組を行うべきである。 (略) ・効率的な維持管理にあたっては、ライフサイクルコスト<u>や付加価値</u>を考慮した評価が必要であり、イニシャルコストが高い場合でも、長寿命化に貢献する技術等は積極的に活用することを推進する。 ・新技術の導入・活用について助言を行う産学官のアドバイザー(専門人材)を地方公共団体へ派遣し伴走支援を行う体制を構築する。 ・インフラメンテナンス国民会議とインフラメンテナンス市区町村長会議の<u>連携強化を</u>

中間とりまとめ (※第5回委員会版)	中間答申(案)
し、技術提案会や現地実証等を通じた地方公共団体のニーズと民間の持つシーズをマッチングさせることで新技術の導入・活用をさらに推進する。 (略) 3. インフラの「自分事化」と「モーメンタム」を醸成するための取組 (略) ・市民にインフラ老朽化を自分事として捉えてもらうため、インフラ老朽化に対する意識の現状把握を行った上で SNS 等を活用した情報発信を行う。 ・地域のインフラの歴史や必要性を学ぶ機会の提供やその価値の情報発信等を通じて、インフラの重みや愛着を増進させる。 ・市民がインフラの異常等を発見した際に、管理者へ通報できる仕組みづくりやインフラの重要性を啓発するイベント等、住民が積極的に参加できる取組を推進する。 4. 担い手に「もっと光を」当てたインフラマネジメント産業を構築するための取組 (1) 担い手に「もっと光を」当てる取組の推進 (略) (2) 地域の実情に応じた担い手確保のための環境整備 (略) (3) インフラマネジメント産業の「業界力」の向上 (略) ・産官学が連携し、海外展開も視野に入れた新たなインフラ老朽化対策技術の開発及び現場実装を推進する。	<u>通じ</u>、技術提案会や現地実証等を通じた地方公共団体のニーズと民間の持つシーズをマッチングさせることで新技術の導入・活用をさらに推進する。 (略) 3. インフラの「自分事化」と「モーメンタム」を醸成するための取組 (略) ・市民にインフラ老朽化を自分事として捉えてもらうため、インフラ老朽化に対する意識の現状把握を行った上で、<u>インフラマネジメントの意義や好取組事例等について</u>、SNS 等を活用した情報発信を行う。 ・地域のインフラの歴史や必要性を学ぶ機会の提供やその価値の情報発信等を通じて、インフラの重みや愛着を増進させる。 ・市民がインフラの異常等を発見した際に、管理者へ通報<u>し進捗状況を住民が確認</u>できる仕組みづくりやインフラの重要性を啓発するイベント等、<u>多様な主体と連携し</u>、住民が積極的に参加できる取組を促進する。 4. 担い手に「もっと光を」当てたインフラマネジメント産業を構築するための取組 (1) 担い手に「もっと光を」当てる取組の推進 (略) (2) 地域の実情に応じた担い手確保のための環境整備 (略) (3) インフラマネジメント産業の「業界力」の向上 (略) ・<u>イノベーション・エコシステムを構築するなど、産学官が連携し</u>、海外展開も視野に入れた新たなインフラ老朽化対策技術の開発及び現場実装を推進する。

中間とりまとめ (※第5回委員会版)	中間答申(案)
5. 統合的「マネジメント」を構築するための取組 (1) 広域・多分野連携の推進 多くの地方公共団体においては、技術系職員の要員配置と人材養成の現況は極めて厳しい状況にある。今後、人口減少が加速していくことを踏まえると、技術系職員に限られる中でも、的確なインフラマネジメントを確保するため、群マネを推進することが有効である。このため、<u>官民の多様な主体の連携・協働のもと、機能的、空間的及び時間的なマネジメントの統合を図り、地域の将来像を踏まえ計画的に維持・修繕・集約等を実施するための仕組みづくりや体制整備を推進するとともに、地方公共団体の好事例を横展開すべきである。具体的には、以下の取組を行うべきである。</u> (略) ・<u>地方公共団体同士の広域連携に加え、インフラマネジメントを担う技術者も「群」とな</u> <u>って広域的に連携する、いわゆる「人の群マネ」を推進するため、群マネ導入や新技術</u> <u>活用等について助言を行う産学官のアドバイザー(専門人材)を公募・認定した上で、</u> <u>地方公共団体へ派遣し伴走支援を行うとともに、職員の技術力向上を図る体制を構築</u> <u>する。</u> ・民間事業者の技術力や創意工夫を活用し、先導的なインフラ老朽化対策の実施を推進するなど、インフラマネジメントにおける官民連携を更に推進する。特に、<u>包括的</u> <u>民間委託について、コストや発注者の負担について正しく認識していない地方公共団</u> <u>体が一定程度あることから、「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手</u> <u>引き(令和5(2023)年3月)」の周知やアドバイザーの派遣等を通じて、導入メリットや</u> <u>先進的な導入事例を示すとともに、包括的民間委託の受注体制の構築や受注者の理</u> <u>解促進に向けた仕組みについても検討し、包括的民間委託の更なる活用を推進す</u> <u>る。</u>	5. 統合的「マネジメント」を構築するための取組 (1) 広域・多分野連携の推進 多くの地方公共団体においては、技術系職員の要員配置と人材養成の現況は極めて厳しい状況にある。今後、人口減少が加速していくことを踏まえると、技術系職員に限られる中でも、的確なインフラマネジメントを確保するため、<u>それぞれの地域の状況</u> <u>等を踏まえながら、効率的な</u>群マネを推進することが有効である。このため、機能的、空間的及び時間的なマネジメントの統合を図り、地域の将来像を踏まえ、計画的に維持・修繕・集約等を実施するための仕組みづくりや体制整備を推進するとともに、地方公共団体の好事例を横展開すべきである。具体的には、以下の取組を行うべきである。 (略) ・インフラマネジメントを担う技術者等も<u>組織の枠を越えて連携し、</u>群マネ導入や新技術活用等について助言を行う産学官のアドバイザー(専門人材)を<u>地方公共団体へ派遣する伴走支援体制を構築するとともに、産学官の連携・交流によるエコシステムを形成し、知見やノウハウの共有、人材育成、技術力向上を図る。</u> ・民間事業者の技術力や創意工夫を活用し、<u>例えば上下水道分野で工期短縮やコスト縮減等の効果を発現させる官民連携方式の活用等の事例が確認されたことも踏まえ、</u>先導的なインフラ老朽化対策の実施を推進するなど、インフラマネジメントにおける官民連携を更に推進する。特に、<u>包括的民間委託をはじめとする官民連携方式について、「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き(令和5(2023)年3月)」をはじめとするガイドライン等</u>の周知やアドバイザーの派遣等を通じて、導入メリットや先進的な導入事例を示すとともに、<u>包括的民間委託を含めた官民連携を実施する上での受注体制の構築や受注者の理解促進に向けた仕組みについても検討する。</u>

中間とりまとめ (※第5回委員会版)	中間答申(案)
(2) <u>設計段階</u>からのメンテナビリティ、リダンダンシーの確保 計画・調査・設計・整備・点検・診断・修繕・更新等のライフサイクルを一連で考え、<u>設計段階</u>からメンテナビリティ(維持管理の容易性)やリダンダンシー(冗長性)の確保等を行い、供用期間にわたり、適切な維持管理が容易に実施できるようにすべきである。具体的には、以下の取組を行うべきである。 (略) ・下水道分野において、点検・調査をはじめとする維持管理の精度や容易性を向上させるため、施設構造の改良や高度なセンシング技術、モニタリング技術を積極的に導入する。また、将来の人口減少や整備効果の確保等を踏まえ、分散化や下水道区域の縮小(浄化槽等区域への見直し)により、システム全体として維持すべき施設の最適化(軽量化)の検討も進める。 (略) ・部材の交換や点検が可能な構造とすることや、<u>施工・維持管理の容易性、耐久性、部材の重要度等を考慮して適切な防食方法を選定するなどの取組を進める。</u> ・改築、新設の際に耐久性能を上げた方がトータルコストとして有利な場合も考えられることから、<u>設計段階</u>からのメンテナビリティ、リダンダンシーの確保の取組と並行し、過去のデータも踏まえ、改築、新設の仕様についても検討する。	(2) <u>計画段階</u>からのメンテナビリティ、リダンダンシーの確保 計画・調査・設計・整備・点検・診断・修繕・更新等のライフサイクルを一連で考え、<u>計画段階</u>からメンテナビリティ(維持管理の容易性)やリダンダンシー(冗長性)の確保等を行い、供用期間にわたり、適切な維持管理が容易に実施できるようにすべきである。具体的には、以下の取組を行うべきである。 (略) ・下水道分野において、点検・調査をはじめとする維持管理の精度や容易性を向上させるため、施設構造の改良や高度なセンシング技術、モニタリング技術を積極的に導入する。また、<u>災害・事故時の機能確保等のため、「重要管路」の水位を下げることでできない箇所、複線化等による多重化を原則化する。さらに、</u>将来の人口減少や整備効果の確保等を踏まえ、分散化や下水道区域の縮小(浄化槽等区域への見直し)により、システム全体として維持すべき施設の最適化(軽量化)の検討も進める。 (略) ・港湾分野では、<u>海中・地中構造物が多く、陸上から到達・目視できない部材も多数存在するため、新設時のみならず補修工事等の設計においても、施設のライフサイクル全体を通じたマネジメントの観点も踏まえ、点検孔や点検歩廊の設置を考慮するなど点検診断や補修工事等の実施容易性や、耐久性・冗長性の確保を図る。</u> ・部材の交換や点検が可能な構造とする<u>等の施工・維持管理の容易性確保、部材の重要度等を考慮して適切な耐久性を付与するなどの取組について、新技術の導入も視野に入れて推進する。</u> ・<u>時間軸に沿った構造物の性能評価については、依然として専門技術者の知見に依拠する部分が多いことから、定量的に評価できるよう検討する。</u> ・改築、新設の際に耐久性能を上げた方がトータルコストとして有利な場合も考えられることから、<u>計画段階</u>からのメンテナビリティ、リダンダンシーの確保の取組と並行し、過去のデータも踏まえ、改築、新設の仕様についても検討する。

中間とりまとめ (※第5回委員会版)	中間答申(案)
(3) 予算の確保 (略) おわりに (略) 本中間とりまとめでは、インフラ全般において、「信頼されるインフラのためのマネジメントの戦略的転換(第3次提言)」を踏まえ、現状を認識しつつ共通する課題について整理し、インフラ全般のマネジメントを推進する基本的な方向性について提言を行った。 平成 25(2013)年を「社会資本メンテナンス元年」と定め、点検・診断、対策実施というメンテナンスサイクルのもと抜本的に対策を強化して取り組んできたが、いまだ道半ばである。第1次国土強靱化実施中期計画(令和7(2025)年6月6日閣議決定)においても、「埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進」が基本的な考え方として示されており、今後はメンテナンスからマネジメントへ戦略的に転換していかなければならない。 (略) 国土交通省、地方公共団体等の関係者においては、本中間とりまとめを踏まえ、インフラマネジメント政策のより一層の充実・強化を図ることを強く求める。	(3) <u>インフラマネジメントの充実に係る</u>予算の確保 (略) おわりに (略) 本中間<u>答申</u>では、インフラ全般において、「信頼されるインフラのためのマネジメントの戦略的転換(第3次提言)」を踏まえ、現状を認識しつつ共通する課題について整理し、インフラ全般のマネジメントを推進する基本的な方向性について提言を行った。 平成 25(2013)年を「社会資本メンテナンス元年」と定め、点検・診断、対策実施というメンテナンスサイクルのもと抜本的に対策を強化して取り組んできたが、いまだ道半ばである。第1次国土強靱化実施中期計画(令和7(2025)年6月6日閣議決定)においても、「埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進」が基本的な<u>方向性</u>として示されており、今後はメンテナンスからマネジメントへ戦略的に転換していかなければならない。 (略) 国土交通省、地方公共団体、<u>民間事業者、研究機関</u>等の関係者においては、本中間<u>答申</u>を踏まえ、インフラマネジメント政策のより一層の充実・強化を図ることを強く求める。